

# 広島大学法科大学院年次報告書

## 【平成 20 年度適格認定】

平成 22 年 6 月

広島大学大学院法務研究科法務専攻



## 1. 法科大学院の概要

### (1) 設置者

国立大学法人 広島大学
-------------

### (2) 教育上の基本組織

大学・研究科・専攻名称	広島大学大学院法務研究科法務専攻
開設年度	平成16年 4月 1日
入学定員	入学定員 48名
標準修業年限	3年
修了要件単位数	100単位以上

### (3) 所在地

広島県広島市
--------

(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(郡の場合は町名まで、東京特別区の場合は区名まで記入してください。)

### (4) 教育の理念・目的, 養成する法曹像

教育の理念・目的	<p>広島大学大学院法務研究科(法科大学院)は、知的・精神的に強靱な資質と高度な法学的知識・能力を備えるとともに高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なサービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することを、その教育上の理念として、以下のような法律専門家を養成することを目的とする。</p>
養成する法曹像	<p>① 法律についての高度な専門的知識、状況に即応できる柔軟な思考力、的確な実践的運用能力を有する実力ある法律専門家。</p> <p>② 裁判実務だけでなく、充実した法的サービスと高度の法的支援を必要とする社会各層の要請に対応できる、いわゆる「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在として人間性及び人間と社会への深い関心・理解力・洞察力を有する「良き隣人たる」法律専門家。</p> <p>③ 今後の法化社会の進展に伴い、民間、特にビジネス分野での法的問題の処理の需要に応えうるビジネス法務、とりわけ金融分野に関する高度の幅広い知識を有する法律専門家。</p> <p>④ 自らが行っている法的問題処理の過程を、より高い次元に立って反省できる観点を明確にもち、幅広い教養と高い倫理性に裏打ちされ、専門職業人(プロフェッション)としての任務を深く自覚した人格高潔な見識ある法律専門家。</p>

(注)「教育の理念・目的」欄には、各法科大学院が個別に定める理念、教育目的、目標として公表しているものを記入してください。

## 2. 教員組織

### (1) 教員数

区 分	専 任 教 員					兼任・ 兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	合 計	
教 授	8	2	3 (2)	3 (3)	16 (5)	14
准教授・ 講師・助教	2	1	0 (0)	0 (0)	3 (0)	

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。  
 2. 括弧内には、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記入してください。  
 3. 「専任教員」欄の「専」については法科大学院のみの専任教員数、「専・他」については法科大学院の専任であり、かつ他の学部・大学院（修士課程）の専任教員数、「実・専」については実務家専任教員数、「実・み」については実務家みなし専任教員（年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者）数を記入してください。

### (2) 科目別の専任教員数

法 律 基 本 科 目							基 礎 科 目 法律実務	隣 接 科 目 基礎法学・	科 目 展 開 ・ 先 端
憲 法	行政法	民 法	商 法	民 事 訴訟法	刑 法	刑 事 訴訟法			
2	1	6	2	4	1	2	6	7	4

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。  
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。

## 3. 学生数の状況

### (1) 収容定員及び在籍者数

区 分	人 数
収 容 定 員	168
在 籍 者 数	175 (52)
うち、法学未修者	170 (50)
うち、法学既修者	5 (2)

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。  
 2. 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入してください。  
 3. 「収容定員」欄には、入学定員の3倍の数を記入してください。ただし、年次報告書提出年度を含む過去3年度以内に入学定員の変更があった場合は、3年間の入学定員の合計を記入してください。

(2) 入学定員及び入学者数

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
入 学 定 員	48	60	60
入 学 者 数	44 (10)	58 (18)	54 (21)
うち、法学未修者	42 (9)	56 (17)	50 (19)
うち、法学既修者	2 (1)	2 (1)	4 (2)
うち、他学部出身者 または社会人経験者	15 (6)	25 (7)	19 (8)
うち、他大学出身者	40 (10)	42 (10)	47 (18)
入学定員に占める 入学者数の率	0.91	0.96	0.90
入学者数に占める他学部出身者 または社会人経験者の率	0.34	0.43	0.35
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.90	0.72	0.87

- (注) 1. 年次報告書提出年度を含む過去3年度について、各年度の5月1日現在で記入してください。  
 2. 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入してください。  
 3. 「入学定員に占める入学者数の率」欄には、入学者数を入学定員で割った値、「入学者数に占める他学部出身者または社会人経験者の率」欄には、入学者のうち他学部出身者または社会人経験者に当たる者の人数(実数)を入学者数で割った値、「入学者数に占める他大学出身者の率」欄には、入学者のうち他大学出身者の人数を入学者数で割った値を記入してください。  
 4. 「入学定員に占める入学者数の率」、「入学者数に占める他学部出身者または社会人経験者の率」及び「入学者数に占める他大学出身者の率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。(例：入学定員が90人、入学者数が93人の場合には、 $93 \div 90 = 1.033 \dots \div \approx \text{『1.03』}$ となります。)

4. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

実践的な理論と判断力を備えたプロフェッションとしての法律専門家を育てるため、柔軟な思考力を持ち、人間と社会への深い関心と理解力を備えた学生を多方面から求めている。

(2) 入学者選抜方法

一般入試とA0入試の2種類の選抜方式を併用し、第1次選考及び第2次選考により実施している。志願者が募集人員の4倍(A0入試の場合は30名)を超えた場合は、法科大学院適性試験の成績及び出願書類に基づいて、第1次選考を実施することがある。第2次選考については、A0入試は、法科大学院適性試験の成績及び面接試験の点数に基づき、一般入試は、法科大学院適性試験の成績、筆記試験(法律科目試験(2年コース)又は小論文試験(3年コース))の点数、面接試験の点数、学業以外の活動実績及び外国語能力等に対する加算点を合計した点数に基づき、総合的に判定する。

(注) 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 既修者の認定方法

法律科目試験(六法科目についての論文式試験)により、本研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を備えていると判定され、2年コース(法学既修者)に合格した者は、1年次配当の法律基本科目32単位を修得したものとみなされ、2年次配当科目から履修を開始することとなる。

(注) 既修者と認められた場合の在学期間の短縮、認定される単位数、及び法律科目試験の内容と認定される単位の分野の関係について、簡潔に記入してください。

5. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目及び修了に必要な修得単位数

区 分		開 設 授 業 科 目 数 ・ 単 位 数				修了に必要な 修得単位数
		必修科目	選択必修 科目	選択科目	合 計	
法律 基本 科目	公法系科目	6 (12)	( )	( )	6 (12)	12 単位
	民事系科目	17 (34)	( )	2 (4)	19 (38)	34 単位以上
	刑事系科目	6 (12)	( )	3 (6)	9 (18)	12 単位以上
	その他	1 (2)	( )	( )	1 (2)	2 単位
	法律実務 基礎科目	5 (9)	2 (2)	2 (3)	9 (14)	10 単位以上
	基礎法学・ 隣接科目	( )	8 (16)	( )	8 (16)	6 単位以上
	展開・先端科目	( )	( )	24 (47)	24 (47)	12 単位以上
	合 計	35 (69)	10 (18)	31 (60)	76 (147)	100 単位以上

左記の単位のほか、選択科目から 12 単位以上の修得が必要。

※本研究科の課程の修了は、所定の単位修得に加え、上記の所定単位数の修得を受験要件とした民事系・刑事系・公法系の 3 科目の口頭試問形式による「最終試験」の可否を修了要件にしている。

- (注) 1. 年次報告書提出年度の 5 月 1 日現在で、最新のカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目数・単位数」欄には当該年度に開講されていない隔年開講の授業科目も含めてください。
2. 当機構の定める法科大学院認証評価基準上の科目区分で記入してください。
3. 「開設授業科目数・単位数」欄には授業科目数を記入し、括弧内に合計単位数を記入してください。
4. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の 3 つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。また、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の 4 つの科目に区分できない授業科目については、展開・先端科目の次に新たに「その他」を設けて記入してください。
5. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。

(2) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分	法律基本科目の 単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件 単位数	修了要件単位数に占める 法律基本科目以外の 単位数の率
単位数	60～66	34～40	100	0.34～0.4

- (注) 1. 「法律基本科目以外の単位数」欄については、修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数を記入してください。選択によって幅が生じる場合は、最大のもの及び最小のものを「～」でつないで記入してください。
2. 「修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数の率」欄には、修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数を修了要件単位数で割った値を記入してください。選択によって幅が生じる場合は、最大のもの及び最小のものを「～」でつないで記入してください。なお、端数については、小数点第 4 位を切り捨ててください。(例：修了要件に占める法律基本科目以外の単位数が 33 単位、修了要件単位数が 93 単位の場合には、 $33 \div 93 = 0.35483 \dots \approx [0.354]$  となります。)

(3) 履修登録単位数の上限

学 年	1 年次	2 年次	3 年次 (最終年次)	備 考
単位数	36	36	44	

6. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

授業科目の成績は、試験の成績、授業での質疑応答の状況等を総合して認定し、評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」の5ランクとし、「不可」を不合格と定めている。成績評価の考慮要素については、できるだけ標準化するよう努めている。ただし、筆記試験（中間・期末）、レポート、授業での質疑応答等の考慮する要素のウエイト付けについては、科目毎の特性に応じて各教員の判断に委ねている。

考慮する要素およびその配分割合については、すべてシラバスに明示している。平成20年度から成績評価の基準の開示にあたり、評価する要素のみならず、その配分の割合についても必ずシラバスに開示するよう運用を改めている。

なお、必修科目を所定の学年に修得することを進級要件と定めている。（ただし、未修得単位が6単位以下の者は、仮の進級を認める。）

(注) 成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素などについて簡潔に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価及び修了認定の厳格性を確保するための措置

成績評価は、絶対評価を原則とした上で相対評価の要素も考慮する折衷方式を採っている。絶対評価の基準については、法曹養成専門職大学院としての特性を踏まえ、法律基本科目を中心に、学年進行に応じて新司法試験の該当科目の合格に必要とされる学力の程度を勘案するよう申し合わせている。また、各学期末試験終了後に開催する成績判定教授会において、全教員の成績評価データをチェックし、必要があれば協議の上で修正し、その過程で、全教員の議論を通して、絶対評価の基準に関する認識の幅を狭めていくことを目指している。

成績評価の結果は、学期毎のチューターによる個人面談の場で、科目別成績、評価平均点（GPA）、科目別の成績分布に関するデータ等を各学生に通知し、今後の成績向上に向けて指導を行っている。

各科目を担当する教員は、チューター面談の際に、採点済みの答案等を返却するとともに、学生の求めに応じて評価の具体的な内容を説明することとしているが、評価に対し疑問のある場合には、「成績評価および単位認定に関する疑義照会等・異議申立制度」（平成18年度後期から実施）により、疑問に対応している。

(注) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われることを確保するための措置（例：成績評価についての説明を希望する学生への説明機会の設定、筆記試験採点の際の匿名性の確保、科目間や担当者間での採点分布に関するデータの共有など）及び修了認定の厳格性を確保するための措置（進級制、修了試験、GPA等）について簡潔に記入してください。

7. 学費及び奨学金等の学生支援制度

(1) 学費

区 分	金 額	備 考
入学料	282,000	<p><b>免 除</b></p> <p>次のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除。</p> <p>①経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者</p> <p>②入学前1年以内において学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者</p> <p><b>徴収猶予</b></p> <p>次のいずれかに該当する者には、入学料の徴収を猶予。</p> <p>①経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者</p> <p>②入学前1年以内において学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者</p>
授業料 (年間)	804,000	<p><b>免 除</b></p> <p>①学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期の授業料の全額又は半額を免除。</p> <p>②成績優秀学生（広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ）に選考された者は、当該年度の後期分授業料の全額を免除。</p> <p><b>徴収猶予</b></p> <p>次のいずれかに該当する場合には、各期の授業料の全額又は一部を徴収猶予。</p> <p>①経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</p> <p>②行方不明の場合</p> <p>③授業料の各期の納付月前6月以内（入学した月の属する期分は入学前1年以内）において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合</p> <p>④その他やむを得ない事情があると認められる場合</p>

(注)「備考」欄には、免除（全額、半額、その他）、支払い猶予の措置の内容を記入してください。

(2) 奨学金等

名 称	金額／年・月	利子の有無	募集人数	受 給 者 数
日本学生支援機構奨学金 (第一種, 第二種)	第一種： 50,000 円又は 88,000 円／月 (貸与)  第二種： 50,000 円／月 80,000 円／月 100,000 円／月 130,000 円／月 150,000 円／月 (貸与)  ※150,000 円／月を 選択した者について は, 希望により 40,000 円／月また は 70,000 円／月の 増額が可能。	第一種： 無利子  第二種： 年利3% まで	45 名	39 名
NPO 法人ロースクール奨学 金広島奨学金	600,000 円／年 (貸与) ※H22 年度申請分よ り給付となる予定。	無利子	2 名	2 名 (各学年 1 名)

- (注) 1. 奨学金ごとに欄を区切って記入してください。  
 2. 「名称」欄には, 奨学金名, 給付金名等を記入してください。  
 3. 「金額／年・月」欄には, 年または月当たりの支給金額又は貸与金額を記入してください。なお,  
 括弧内に当該金額の貸与, 給付の別を記入してください。  
 4. 「受給者数」欄には, 年次報告書提出の前年度の実績を記入してください。

8. 修了者の進路及び活動状況

修了年度	修了者数	司法試験出願者数	備考
平成 21 年度	46	46	

- (注) 1. 年次報告書提出前年度の修了者に係る人数について、年次報告書提出年度の5月1日現在で把握している数を記入してください。
2. 「司法試験出願者数」欄については、当該修了年度の修了生のうち、新司法試験に出願した者の数を記入してください。
3. 「備考」欄には、司法試験出願者以外に修了者の特徴的な進路（例：国家・地方公務員、企業法務関係等）等があれば、記入してください。

改善を要する点の対応状況（この項目は公開を求めものではありません。）

改善を要する点	対応状況	備考
<p>本法科大学院における導入科目と位置づけられる授業科目「法システム概論」については、その授業内容にかんがみて、法学既修者を対象とする授業科目として開講することが適切でないため、その在り方を見直す必要がある。(第2章)</p>	<p>(平成 21 年度) カリキュラムの見直しを行い、「法システム概論」を平成21年度から1年次配当の選択必修科目とした。</p>	<p>法情報調査については、これまで独立科目として開設せず、必修科目「法システム概論」の中で全学生を対象に指導を行うとともに、必修科目である各法律基本科目の中で個別分野についての法情報調査の指導を行ってきた。平成 21 年度は、「法システム概論」を選択必修科目と改めたことに伴い、入学時のガイダンスにおいて法情報調査に関する時間を設け、新入生全員（未修者・既修者）に対しその指導を実施するという形式で対応した。なお、各法律基本科目の中での指導は従前どおり継続実施している。</p>
<p>法律基本科目における授業科目の受講生数について、専門職大学院設置基準において50人が標準とされていることにかんがみ、適切な規模に維持する必要がある。(第3章)</p>	<p>(平成 21 年度) 平成 22 年度から現行の入学定員60人を48人に削減する予定で、これにより適切な規模に維持できるものと考えている。 (平成 22 年度) 平成 22 年度から入学定員を48人に削減した。</p>	
<p>授業科目「法システム概論」について、法学既修者に対し再履修科目とする扱いが適切ではないため、その扱いを見直す必要がある。(第3章)</p>	<p>(平成 21 年度) 法学既修者について、「法システム概論」を履修不要とするために、再履修科目扱いを取り止めただけでなく、当該科目を基礎法学・隣接科目の「必修2単位科目」から「選択必修2単位科目」に改めた。その結果、本研究科における基礎法学・</p>	

改善を要する点	対 応 状 況	備 考
	隣接科目の要修得単位は、必修2単位・選択必修4単位の計6単位から選択必修6単位となった。選択必修2単位科目としたのは、2年コースと3年コースの修了要件を、みなし修得単位30単位以外は、規定上、同一にするための措置である。	
一の授業科目における追試験において、期末試験と類似性の強い設問が出題されているため、追試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。(第4章)	(平成21年度) 法務研究科FD会合において、「追試験に関する教授会申合せ(平成17年10月24日)」を再配布し、専任教員への周知徹底を図った。 また、兼任・兼任教員を対象とした非常勤講師FD会合(4月13日)を開催し、周知徹底した。	
東千田図書館については、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料について、さらに充実を図る必要がある。(第10章)	(平成21年度) 法務研究科図書委員が中心となり、定期的に教員及び学生のニーズを吸い上げ、図書館担当者と連携して図書・資料充実の取組みを強化している。 (平成22年度) 法律関係図書の充実を図るために、引続き教員に定期的にアンケートを実施するとともに学生からの購入・購読の要請に積極的に対応している。	

- (注) 1. 「改善を要する点」の欄は、適格認定時に「改善を要する点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第1章から第10章の順に記入してください。  
 2. 「対応状況」欄については、適格認定時からの対応状況を古いものから順に記入してください。  
 3. 未対応の事項について対応計画等があれば、「備考」欄に記入してください。